

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野市

## 2 構造改革特別区域の名称

長野市ワイン・シードル特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置・地勢

長野市（以下、「本市」という。）は、長野県の北部に位置し、市城南東部から北東部に千曲川が、西部から東部を横断するように犀川が流れ、妙高戸隠連山国立公園をはじめとする山並みに抱かれた長野盆地にあり、面積は834.81平方kmで県内第2位の広さを有している。また、東西長約37km、南北長約42kmあり、標高は最低地327mから最高地2,353mからまで約2,000mの差を有している。

市内各所に、自然環境と生態系の礎となる多様な動植物が生息・生育し、市域西部の大半を占める中山間地域には、緑豊かな自然が広がっている。

北陸新幹線（長野経由）や上信越道等の高速交通網により、太平洋側と日本海側を結ぶ拠点としての機能を有し、新幹線では東京から最短約80分の距離にある。

### (2) 気候

年間を通して湿度が低く、寒暖差が大きい中央高地の気候であるが、冬季に降雪が多い日本海側の気候の特色も併せ持っている。全国平均と比較し降水量は非常に少ない。

令和3年は年間平均気温12.9℃、平均最高気温18.7℃、平均最低気温8.5℃、年間降水量1,075mm、年間日照時間2,080時間となっている。

### (3) 人口

令和4年4月1日時点の人口は369,652人、世帯数は163,228世帯である。

第1回の国勢調査（大正9年）で212,182人であった市域の人口は、昭和25年（第7回）に30万人を超えた後も増加したが、平成12年（第17回）の387,911人をピークに平成17年（第18回）以降は減少に転じているが、世帯数は平成17年（第18回）以降も増加を続けている。

#### (4) 産業

令和2年国勢調査（第21回）にみる本市の産業別就業者割合は、第一次産業就業者割合が5.4%、第二次産業就業者割合が21.3%、第三次産業就業者割合が69.4%となっている。そのうち第一次産業就業者における農業就業者は97.0%を占め、15才以上の就業者総数に占める農業就業者の割合は5.2%と、全国平均（3.0%）を大きく上回っている。

その他の産業では、卸売業・小売業や医療・福祉の就業者が多く、第二次産業では製造業就業者数の割合が高くなっている。

#### (5) 農業

本市域は、中山間地域が占める割合が高く、平坦地が少ないため、傾斜地や狭小な農地が多い。そうした地形を有効に利用し、果樹を中心に多品目にわたる農作物生産が盛んである。また、内陸盆地の寒暖差の大きい気候により良質な作物が産出でき、市場から高い評価を受けている。

本市における農地の状況は、市域面積 834.81 平方 km (83,481ha) のうち、2020 年農林業センサスでは、田が約 874ha、畑が約 844ha、樹園地が約 1,363ha となっている。

また、令和3年産農業生産額（推計）の合計は 193.5 億円で、内訳（構成比）は果樹が 84 億 4 千万円（43.6%）、栽培きのこが 64 億 5 千万円（33.3%）、野菜が 19 億 8 千万円（10.2%）、米が 18.0 億円（9.3%）、花きが 2 億 8 千万円（1.5%）、畜産が 2 億 8 千万円（1.5%）などとなっている。

各果樹の状況として、ぶどうは古くから生産されており、近年は長野県が推す「ぶどう三姉妹」を中心に生食用ぶどう生産が増加している。なお、ワイン用ぶどうは中山間地域を中心に、ここ数年で生産面積が倍増している。

りんごは、青森県に次ぐ生産面積を誇る長野県の中で本市が 県内最大の生産地であり、本市果樹総生産額の 5 割を占め、早生種から晩成種まで多種多様な品種を算出している。

本市発祥で全国的な主要品種「川中島白桃」に代表されるもも・すももは、本市南部地域中心に生産が盛んで、ももの生産面積は山梨県、福島県に次ぐ全国3位の長野県内で本市は1位、すももの生産量は長野県が山梨県に次ぐ2位で、市内でも広く生産されており、全国の主要市場へ出荷されている。

本市では、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期長野市農業振興アクションプラン」を令和4年1月に策定し、地域の特産である上記果樹の生産振興を図っている。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、ワイン用ぶどうの生産に携わる農業者を支援するため、平成27年度に「ワイン用ぶどう産地形成事業」を創設し、苗木や棚購入費等の補助を開始した。また、平成30年度には「長野市ワイン用ぶどう研究会」を発足して技術指導と

生産技術の向上を図るための研修会などを開催してきており、これらの取組みにより中山間地域を中心にワイン用ぶどうの生産に取り組む農業者が増え、中には委託醸造の他、自らワイナリー開設を計画する者も現れてきている。

ワイナリー開設には多額の経済的負担を要することから、本特例措置の活用により、初期投資を抑えた施設でワイン・シードル製造が可能となり、意欲ある者によるワイナリー参入を促進することができる。

また、ワイナリーの集積が原料果樹の生産拡大につながり、さらに、ジャムやジュースといった従来の生食以外の加工品にワインやシードルが加わることで、本市で生産の盛んな果樹に新たな付加価値を生むことができるなど、今後の本市農業振興にとって、規制の特例措置は不可欠である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義・目標

果樹生産が盛んな本市であるが、農業者の高齢化や担い手不足により、中山間地域を中心に農地の遊休荒廃化が課題となっている。また、令和元年東日本台風災害により、本市が誇る果樹のひとつであるりんごの生産地域が大きな被害を受けた影響などから、樹園地の面積が減少している。

本構造改革特別区域計画の認定を機に、地元産原料を用いたワイン・シードルの製造が始まることで、原料果実の需要が広がり、生産拡大への機運が高まるとともに、果樹生産に取り組む新規就農者の呼び込み、定着への動機づけにつながり、本市が抱える農業上の課題の効果的な解決策として期待できる。

また、地域における雇用の拡大や商工観光業など他産業と連携することで裾野が広い地域活性化も期待できることから、本市におけるその意義は非常に大きい。

本特例措置の認定でワイナリー開設の条件が緩和され、本市へのワイナリー集積が進むことにより、地元産果樹を原料に地元でワイン・シードルが醸造される環境を整え、ワイン・シードル産地としての確立を目指すと共に、それらの販売、消費を通じ、果樹生産者の経営の多角化及び安定化、雇用や就農機会の創出、果樹生産面積拡大による遊休農地の発生抑制及びその解消、商業分野等関連産業への経済波及、交流人口の増加等につなげ、地域経済の活性化を目指す。

## 6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域農産物生産拡大による農業活性化

本市におけるワイン用ぶどう生産は、中山間地域を中心にその生産面積が拡大しているが、一生産者の生産面積はその地形的特性から規模拡大が希望どおりに進まない場合が多い。また、ワイン原料としてのぶどう販売のみで得られる収入では経営に苦勞する状況もある。

本特例措置によるワイナリー参入により、生産者は原料をワインへ製品化して増収の可能性を見出せることから、営農継続への条件が整い、併せて特区内の他地域での原料ぶどう生産面積の拡大、就農機会の創出や中山間地域を中心とした遊休荒廃農地の有効利用を促すことができる。

また、多品目の地域特産物を原料とする果実酒の製造により、各農産物（経営資源）の生産、消費拡大による収入拡大を促し、もって農業者の生産意欲の増進及び農業経営の維持継続への寄与が期待される。

(2) ワイナリー新規参入による雇用創出

本特例措置により醸造施設や設備導入にかかる初期投資の軽減が図られることから、地域性を活かした個性あるワイナリーの新規参入を促進できるとともに、この認定を契機とした醸造関連事業の参入及び交流人口の増加等により農業以外の産業にも新たな雇用創出が期待できる。

(3) 他産業との連携による地域活性化

本市へのワイナリー集積を機に、生産者、醸造者、飲食及び商業者や観光事業者などの多業種間での連携した取組みがなされることにより、本市産ワイン・シードルを介した相乗的な経済効果が生まれ、地域外との交流を含む活力ある魅力的な地域づくりを推進できる。

加えて、本市が属する長野地域連携中枢都市圏の千曲市、飯綱町、高山村が既に構造改革特別区域に認定されていることから、市域を越えた一層のワイン・シードル産業の振興とともに周辺地域を含めた更なるワイン・シードル文化の浸透拡大につなげるよう、連携中枢都市圏の中心に位置する本市が周辺自治体とのハブになることで、長野地域一帯の活力に結びつくことが期待できる。

(4) 「信州ワインバレー構想」との関係

市場での長野県産ワインの高い評価を受けて、平成25年3月に長野県が策定した「信州ワインバレー構想」では、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設け、新規参入者の育成から原料ぶどうの生産、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

本市は、「信州ワインバレー構想」における『千曲川ワインバレー』の北部エリアに位置していることから、本市では同構想に協調し周辺自治体との連携を通して、地域特性や個性を活かして特色あるワイン・シードル産業の振興を促進し、先進の千曲川ワインバレー東地区と対をなして千曲川ワインバレー全体の振興を深め、ワイン・シードル文化の発展に貢献するとともに、ワイン・シードルにおける長野県ブランドの確立に寄与したい。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特産酒類製造事業者数	1件	3件	3件
特産酒類製造数量	2kl	7kl	8.5kl

## 8 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業

別紙

**1 特区事業の名称**

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、もも、すもも又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

**3 当該規制の特例措置の適用開始日**

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

**4 特定事業の内容**

**(1) 事業に関連する主体**

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

**(2) 事業が行われる区域**

長野市の全域

**(3) 事業の実施期間**

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

**(4) 事業により実現される行為や整備される施設**

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、もも、すもも又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

**5 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において本市が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう、りんご、もも、すもも又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興並びに地域の活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、本市は、無免許製造を防止するために

制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。